

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 特定計量器の定期検査の実施(商政課)

公共測量の実施(管理課)
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(シ)
開発行為に関する工事の完了(三件)(シ)

告 示

鳥取県告示第五百四十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実施期間	実施場所
鳥取市及び東伯郡	平成九年九月十一日から平成十年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡	平成九年九月十一日	午後一時から午後三時まで	東伯郡北条町田井四六一
北条町			北条町老人福祉センター
東伯郡	平成九年九月十二日	〃	東伯郡大栄町大字由良宿四二三
大栄町			大栄町農村環境改善センター
東伯郡	平成九年九月十六日	午前十一時から午後三時まで	東伯郡東伯町大字徳方五九二
東伯町			東伯町役場
東伯郡	平成九年九月十七日	午後一時から午後三時まで	東伯郡赤碓町大字赤碓二四二
赤碓町			赤碓町役場
東伯郡	平成九年九月二十五日	〃	東伯郡東伯町大字徳方五九二
			東伯町役場
〃	平成九年十月一日から同月三十一日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町二丁目三〇
鳥取市	平成九年十月九日	午前十一時から正午まで	鳥取市賀露町一五三
〃			鳥取市賀露町一五三
〃			鳥取市賀露町一五三
〃			鳥取市湖山地区公民館
〃			鳥取市湖山地区公民館
〃			鳥取市新沼治一
〃			中国電力株式会社鳥取支店

〃	平成九年十月十四日	〃	鳥取市吉成三丁目一― 鳥取市立市民体育館
〃	平成九年十月十五日	〃	鳥取市寺町一五〇 日本電信電話株式会社鳥取体育館
〃	平成九年十月十六日	〃	〃
〃	平成九年十月十七日	〃	〃
〃	平成九年十月三十日	〃	〃
〃	平成九年十一月四日か ら同月二十八日まで	午前九時から 午後四時まで	鳥取市東町一丁目三二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第五百四十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（郡家町空中写真修正測量）
- 二 作業期間 平成九年七月十四日から平成十年三月二十五日まで
- 三 作業地域 八頭郡家町の全域（八頭中央都市計画区域を除く。）

鳥取県告示第五百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 事業施行期間 変更なし
- 二 施行地区 変更なし
- 三 事務所の所在地 変更なし
- 四 設立認可の年月日 平成八年七月二十六日
- 五 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 六 公告の方法 事務所の掲示場及び施行地区に隣接する場所で、理事長が指定する場所に掲示して行う。
- 七 変更認可の年月日 平成九年八月四日

鳥取県告示第五百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第五百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第五百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月二十七日 鳥取県指令米土維十第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻己

三 開発許可を受けた者住所及び氏名

米子市西福原八丁目一七七

大田 節男

鳥取県告示第五百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年四月十四日 鳥取県指令米土維十第二二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町六五六一

ヤマト不動産

足川 晴雄

鳥取県告示第五五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年八月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年四月十四日 鳥取県指令米土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字外記田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市安倍二〇〇一一

平成不動産株式会社

代表取締役 佐々木 孝

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】